

会計理論—どこまでが法か

上村達男(早稲田大学教授)

一 はじめに

会計理論のどこまでが固有の会計理論でどこまでが法理論なのか

二 会計原則は一つであったとしても

金商法違反は表示の修正、行政処分、関係者の責任—投資判断可能性の回復と責任

投資判断可能性の大幅な欠落(意見差し控え…)は上場廃止も

内部統制の整備等の改善命令も理論上はありうる—業者対応だけという理由はない

会社法違反は、配当、報酬の効力、取締役の責任

* 金商法適用株式会社なら両方が問題

* 法効果論的には会計原則は二つある

「でも一つ」は要検証

三 会計と法

会計対商法—証券取引法を意識しない時代(あるいは証券取引法は業法の時代)

証券取引法的なるものは会計理論が独占していた

会計学の目的は投資者保護、財務諸表規則は会計理論の基礎

企業会計原則設定時

証券取引法にとっては遵守すべき、商法・税法にとっては尊重すべき

<証券取引法と一体の会計理論>対商法

変わる商法・会社法と証券取引法・金商法との関係

資本市場のルールとしての金商法(証券取引法)

金商法の目的規定の変化—資本市場の機能の確保、公正な価格形成の確保

資本市場適合的な会社形態としての株式会社制度(公開株式会社法理へ)

会計原則の相対化

株券(株式)開示制度、株券(株式)会計制度、株券(株式)監査制度

あらゆる金融商品に会計は必要

株式会計制度は金商法的には資本市場取引客体会計の一部に

*資本市場会計としての金商法会計

法は会計の枠組みの議論を法目的との関係でするだけ

会計学者はこの限りで、資本市場会計制度の最高度の専門家

<金商法と一体の株式会社法>対会計に

会計理論の新たな目的は何か

金商法目的が資本市場の機能確保でも会計の目的は投資者保護のままか？

会社法による公正な会計慣行の受容は、実は会社法による証券取引法会計の受容だった

四 資本市場にとっての会計とは

公正な価格形成とは

真実価値の把握を前提とした投資判断による競争的な価格形成

*1930年代の大転換が背景(証券真実 truth in securities)

金商法 193 条の意義

資本市場のための会計とは

資本市場での統一性—他社比較の前提

個々の有価証券の真実—財務情報の適時開示(品質の変化情報)のための会計

毎日記帳し、期中における変化情報を確実に把握できる会計

過去との期間比較—継続性

*ルール設定の機動性、連続性、即時対応型規制(responsive regulation)

熟成金融商品である株式(株券)会計に存在した会計「慣行」

新金融商品会計は日々ルールメイクの連続

*ルールメイクがなぜ(企業?)会計審議会なのか？

金融審議会会計部会？ 法制審議会会計部会？

法律家ができるのはこうした枠組みの議論だけ

中身は会計学者—高度に公益的な資本市場会計の専門家としての敬意が大事

「法」ではないことが権威、の時代は終わった？

会計一般の権威はこれとも別—制度会計、金商法会計をする以上は

金商法 193 条の 2 の意義も共通

資本市場に共通の評価尺度をもたらず、資格の共通性、手続きの共通性

会社不正へのアクセスは真実性の追求という点で金商法問題

ここでも、中小企業向け監査問題

トップダウンなのかボトムアップなのか

結論は似たようなものでも発想はボトムアップのはず

非公開・閉鎖的会社法向け専門家監査とは？

金商法内部統制と会社法内部統制(業務の適正化に関する体制)との関係は？

取締役 1 名の非公開会社の内部統制とはー帳簿の整備と保存くらい？

五 資本市場への配慮を不要とする中小企業用会計ルールとは何か

投資判断形成確保は不要

真実の意味は？ー公正な価格形成確保の前提としての真実である必要はない

財務情報の適時開示のための会計である必要はない

中小企業の開示・会計・監査・内部統制とは

電磁(電子)公告ー変化情報があれば更新すべき

内容も広範で可

監査は調査制度、会計参与(規定上は計算書類の作成者だが)

内部統制は帳簿・記帳・保存…

会計だけは違うということはあるか？

トップダウンかボトムアップか

IFRS をどこまで適用できるかという議論なのか

六 おわりに

国際ルールの必要性の根拠は何か

手形条約 国際カルテル 国際犯罪 グローバルな市場

今回の金融危機

市場はグローバルルールはローカル(アメリカの州法、連邦規制との不調和…)

被害を受ける国々・その最弱者

会計だけ欧州と米国が仕切るのなら、金融法制全体に対する責任を痛感すべき

ルーズな法制がもたらしたグローバル市場の失敗

金融・資本市場をめぐる争いは経済の覇権をめぐる戦争(マックス・ウェーバー)

*欲の突っ張った小金持ちが引き受ける損失こそは軍事費？

会計理論は金融・資本市場ルールではないが故にこういう発想とは無縁？